

専決処分の報告について

交通事故に係る損害賠償について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和4年11月25日提出

秦野市長 高橋 昌 和



専 決 処 分 書

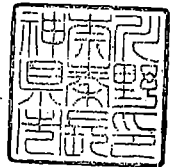
交通事故に係る損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において次のとおり専決処分する。

- 1 賠償金額
205,436円
- 2 賠償の相手方



令和4年11月7日

秦野市長 高橋 昌 和



事故の概要

- (1) 発生日時
令和4年9月29日午後5時57分頃
- (2) 発生場所
秦野市桜町一丁目4番1号（ファミリーマート秦野市役所前店駐車場）
- (3) 事故の状況
観光振興課職員の運転する公用車が、上記場所の駐車区画から出場しようとしてハンドルを右に切って後退した際、右側後方の安全確認が不十分であったため、二つ隣の駐車区画に前向き駐車していた[Redacted]さん所有の小型乗用車の右側後部に接触し、損傷させた。
- (4) 本市の責任原因
右側後方の安全確認不履行
- (5) 本市の過失割合
100パーセント